

島 こ 保 号 外
令和 2 年 3 月 4 日

保護者 様

島田市保育支援課長

保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、下記のとおり通知しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

記

- 1 保育所等は原則開園します。ただし、保育所等の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合には、臨時休園となる場合があります。
- 2 保育所等では、感染防止対策を徹底いたしますが、新型コロナウイルス感染症については、完全な予防及び感染拡大防止は難しい状況です。お子様及びご家族への感染拡大を防ぐため、育児休業中やお仕事がお休みとなった場合など保護者の方がご在宅の場合には、自宅などでの保育について可能な範囲でのご協力をお願いします。
- 3 卒園式などのイベントについては、施設に対し直ちに中止という要請は現時点ではしていませんが、実施する場合にはできるかぎり短時間で、できるかぎり少ない人数で実施するよう要請しています。保護者の皆様に置かれましても状況をご理解のうえ、施設の指示に従っていただきますようお願いいたします。

※裏面に国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議により示された見解を載せてありますのでご覧ください。

担当	幼稚園保育園係
電話	0547-36-7195

《参考》

2020年2月24日付けで国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議により示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」（抜粋）

新型コロナウイルスの特徴上、一人一人の感染を完全に防止することは不可能です。

ただし、感染の拡大のスピードを抑制することは可能だと考えられます。そのためには、これからの1～2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります。

これからとるべき対策の最大の目標は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡数を減らすことです。

（この内容はあくまでも現時点の見解であり、随時、変更される可能性があります。）

みなさまにお願いしたいこと

風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、外出をせず、自宅で療養してください。ただし、以下のような場合には、決して我慢することなく、直ちに県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」（島田市民であれば中部保健所：054-625-7084）にご相談ください。

◎風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている

（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含みます）

◎強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日以上続く場合

症状のない人も、それぞれが一日の行動パターンを見直し、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り、回避してください。

症状がなくても感染している可能性があります。心配だからといって、すぐに医療機関を受診しないでください。医療従事者や患者に感染を拡大させないよう、また医療機関に加重な負担とならないよう、ご注意ください。